

1. 平成30年第1回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成30年3月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 三島一貴 | 2番 | 森藤文男 |
| 3番 | 原喜与美 | 4番 | 野田勝彦 |
| 5番 | 山川直保 | 6番 | 田中康久 |
| 7番 | 森喜人 | 8番 | 田代はつ江 |
| 9番 | 兼山悌孝 | 10番 | 山田忠平 |
| 11番 | 古川文雄 | 12番 | 清水正照 |
| 13番 | 上田謙市 | 14番 | 武藤忠樹 |
| 15番 | 尾村忠雄 | 16番 | 渡辺友三 |
| 17番 | 清水敏夫 | 18番 | 美谷添生 |

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|------------|------|
| 市長 | 日置敏明 | 副市長 | 青木修 |
| 教育長 | 石田誠 | 理事兼総務部長 | 田中義久 |
| 市長公室長 | 三島哲也 | 市長公室付部長 | 置田優一 |
| 健康福祉部長 | 丸茂紀子 | 郡上偕楽園長 | 清水宗人 |
| 農林水産部長 | 下平典良 | 商工観光部長 | 福手均 |
| 建設部長 | 尾藤康春 | 環境水道部長 | 平澤克典 |
| 教育次長 | 細川竜弥 | 会計管理者 | 乾松幸 |
| 消防本部消防長 | 桑原正明 | 郡上市民病院事務局長 | 古田年久 |

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市
代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男
議会事務局
議会総務課主査 武 藤 淳

議会事務局
議会総務課長 古 川 義 幸

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には、連日にわたり大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 森藤文男君、3番 原喜与美君を指名いたします。

ここで、日置市長より発言を求められておりますので許可いたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 昨日の森喜人議員への答弁について訂正をさせていただきたいと思っております。

3つの施設の人材配置の御質問があった中で、道の駅と、それからあゆパーク、白山文化博物館等の施設の運営についての御質問がございましたが、本来、あゆパークは県の施設で、市が指定管理者となっておりというふうに申し上げるべきところを間違えまして、道の駅は県の施設でありというふうに発言をしたようでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。県の施設はあゆパークでございました。申しわけございません。

それから、なお、こうした施設を統括的に管理していく職員を置くべきだということに対する、御質問に対する答弁の中で、新年度には、ふれあい創造館と白山文化博物館のそれぞれ館長とともに、白鳥北部振興担当の課長級の職員を配置させていただきますと申し上げるべきところ、ふれあい創造館と申し上げるべきところを文化創造館というふうに言っておったようでございますので、この2つについて正確に申し上げるべきところを、そのように申し上げたことをおわび申し上げて、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） それでは、日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定いたしております。質問の時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えをされまうようお願いをいたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（渡辺友三君） それでは、10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） おはようございます。ありがとうございます。通告に従いまして、今回2点の質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

所有者不明の不動産の関係と、それから観光立市のことでありますが、関心が高くて、同僚議員、それぞれのまた質問がありますので、ダブっておることにつきまして、避けながら、よろしく願いしたいと思います。

まず最初であります、1点、所有者不明の不動産の対策ということで、相続手続放棄や不動産管理放棄といった固定資産の関係でありますけども、そういったこともまたかかわる固定資産税の滞納、そのことであります。

民間の調査結果によると、現在、国内で所有者不明土地の面積は九州の面積を上回る、約410万ヘクタールとも言われておりますが、今後も全国的に増大をしていくということが予想されている。所有者の不明土地はまちづくりや防災、あるいは公共事業を行う上で大きな支障となることが想定され、現実もそういったことがあります。

国の対策はもちろんのことでありますが、地方公共団体でも何らかの取り組みが必要と考える。そこで、市内の所有者不明不動産の現状と、それに伴う固定資産税の滞納等について、どうなっているかということですが、きのうの18番議員の質問の中から答弁が出ておりますので、その中で所有者の不明土地、件数にして113件、それから固定資産税につきましては221万円の滞納ということが答弁されました。その113件の中に、不動産でありますけども、家屋、建物が入っているのか。

それから、課税標準額の免税点とございますか、その場所ですが、それが一部、基準によりますと、土地が30万円、建物が20万円以下のものは課税がストップされるということですので、そういったものはこの中に入って、件数の中に入っているのか。それは相当あろうと考えておりますが、その辺のことをお伺いするところであります。

また、先ほど言いましたように、公共事業に関係するということですが、さきの東日本大震災におきまして、復興の仮設住宅、あるいは土地の造成等に大きな支障を来したことが現状であります。

そんなことの中から、現在、市の中で公共事業に近年的に支障があり、あるいはルート変更等、そういった案件はあるのかなのかについてをお答えいただくよう、質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、山田忠平君の質問に答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

所有者不明の不動産の対策ということですが、税務課では毎年2万7,000通、約2万7,000通の固定資産税納税通知書を所有者の皆様へ郵送をしているわけであり、これが配達できずに返送されるというものは行きどころのない、あるいは所有者不明の対象になってくるわけであり、

こういう返送された納税通知書につきましては、住所登録のある現在の市町村、その市役所、町役場等々にいろいろと実態調査をする。あるいは郡上市内の場合には現地を含む、さまざまな調査をしながら、そして実際件数は、今回の場合ももっと多かつたわけではありますけれども、それを調査によって特定をして、ここまで絞り込んだという形のものが113件ということになります。面積は104万3,370平方メートルと、これに伴う固定資産税額が221万円ということで、このことが税務課としても対象を特定していない物件になるわけであり、

固定資産税額の221万円の内訳ですけれども、この113件で土地のみのケースが72件ございます。それから、家屋のみのものが9件、それから土地家屋が一体となったものが32件ということで、113件ということになります。

それから、処分の税の不納欠損の処理の関係ということによろしいでしょうか。こちらにつきましては、一般の場合でありますと、滞納があった場合に督促状をお送りし、それから10日過ぎますと滞納整理ということに入っていきます。それで催告をし、あるいは交渉し、訪問し、そして差し押さえ予告をして差し押さえをするというふうな手続に入っていくわけですが、今回の場合には相手方の住所がわからないと、こういう状況の中になります。

それで、さまざまな調査を行うわけであり、その調査を続けていく中で5年、そういう状態が続いているということになりますと、5年経過後に不納欠損の処理を行わざるを得ないと、こういうことになります。そういうふうな手続ができるだけ少ないほうが望ましいわけですが、そういう状況が続いた場合には、やむを得ず行うということになります。

それから、課税標準の免税点ですけど、土地は30万円、建物は20万円、償却資産の場合は150万円でございます。それぞれの合計額がこの金額に満たない場合には免税ということになります。今回の件数には、これは含まれておりません。

ただ、納税管理上は代納者、代納といいますが、そういうふうな設定をお願いする場合がございます。正確にいきますと相続代表指定届ですけど、こういう場合は免税点であったとしても、将来の管理上のことがありますので、多くの場合におきまして、免税点以下でありましても、その手続はとらせていただいております。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 固定資産の不納欠損の内容も説明いただきました。そうしますと確かに市に対するいろいろの税の不納ということで、何らかの影響があるところでもあります。特にそういった土地の関係でありますけども、市外に在住する人、あるいは相続人等は、そういった中に住居を構えていないとか、それから不動産を利用することが市外でありますかないということから、登記を行わない場合もあろうと考えられます。

相続人等が市においてそういうことの、きのうも答弁にあったんですが、土地の無償の譲渡を希望した場合には、私はぜひともそういったことを受けて、市が持ってもいいんじゃないかということと思うんです。それについて検討すべきじゃないかと思います。今後、いろんなことがかわりがあると思いますので、土地だけじゃなしに、土地の上に物件がある場合には、その管理、いろんなことがあろうと思いますけども、土地、そういったものについて、そういう相続人等からあれば、私は市として受け取っていくべきじゃないかと思うわけであります。

そういったことを含めて、そういう届け制度、あるいは相談的なすることの窓口、それは税務課かもわかりませんが、そういったことをどうされているのか。今後、どうしていくべきなのかということをお伺いいたします。

また土地的に、土地や外国の資本が入っての不動産の買収などに対する、広い面積では届け出があつてということで、ただそれを多分、今の場合だと経過を見るだけだと思いますが、何らかの規制なり許可なり、何かが必要だと思うんです、今ここに至っては。国もそういったことを考えておるところでありますので、そのことについてどのような考えをお持ちかお聞かせいただきたい。

先ほどの建設部長の、申しわけない、あれがまだおとって申しわけなかったですが、あわせて答弁お願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（尾藤康春君） 私のほうからは、公共事業に対する影響、そうしたものが、支障等があるかどうかという点について御答弁をさせていただきます。

まず、道路改良でありますとか新設、そういった事業を初めとします基盤整備関係の事業につきましては、こうした公共事業用地を取得して事業を実施するというのが基本でございますけども、それについては登記上の所有権を市に移すと、そうしたことが大前提となります。

何らかの理由で登記が市に移せないような土地がある場合は、これは残念ながら、その土地に触れて事業を実施するということができないということが実情となります。これは当然ですが、その

土地の所有権問題を後々に残さない、そうしたことによるものでございます。

相続人が市外の遠方に住んでみえるとか、多人数に及ぶとか、そうしたことで所有者を特定できる場合は、当然、用地買収まで相当の時間を要する事例もございますけども、そうした場合は根気よく当たるしかありません。

土地の所有者が不明の場合、また相続人が明らかでない場合は、現行法では民法による不在者財産管理人制度でありますとか相続財産管理人制度、こうした制度がございます。これは家庭裁判所のほうに申し立てをいたしまして、第三者を管理人として指定をしてやっていくものでございます。また、土地収用法による不明裁決制度、そうしたものがございまして、これらの手続をやることによって土地を取得することが可能とはなります。ただ、こうした制度を、郡上市において制度を使ってやった事例は、今のところございません。

そうした関係で、御質問の土地の所有者が不明であったために土地の取得ができず、事業に支障を与えた事例というのは、現在のところ、建設部所管事業では、幸い、今までのところございません。また、総務部の所管事業で、市への土地の所有権移転を伴う事業というのは、現在のところは存在しておりません、そうした事業は。

土地に関係する事業としては、防火水槽の設置というのがございますけども、これは私有地、私有地というのは個人の、私の有地ですけども、私有地に設置する際は、登記名義人または相続人の承諾が得られた土地であることを条件として実施をいたしております。

ライフライン保全対策事業においては、登記名義人は確認できましたけども、居所が不明のために承諾が得られず、一部伐採ができなかった箇所というのがございます。ただ、そうしたところはほんのわずかでございまして、事業にそれほど大きな支障が生じたということではなく、所期の目的は達成することができております。

あと空き家対策等につきましても、改善を要する空き家等に対しては、所有者等が不明の場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく固定資産税情報等の利用、登記簿謄本の活用等によりまして、所有者、納税義務者、相続人等を確認の上、いずれかに対して特別措置法に基づく指導、助言を行っているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 先ほどの御質問の後段の不動産、物件の無償譲渡を希望されると。こういう場合の市の対応ではありますけれども、実際に若いときに別荘を楽しんで使っておったけども、別荘にも行けんようになったから、古うもなったし、市で受け取ってくれんかとか、あるいはうちに跡継ぎもおらんので、家と土地を引き受けてもらいたいという話は、市に対してはちょくちょくあることでございます。窓口としましては、不動産寄附の窓口としましては総務部の財務課

のほう、管財係で対応させていただいているところでございます。

それで、無償譲渡につきましては、寄附を受けるということですが、基本的な方針というものを設けておきまして、これは市におきましては、不要な財産を削減していくという方針を持っておりますので、利用見込みがない土地を抱えるということは、その寄附には応じることができないというふうな基本的な考え方がございます。

ただし、こちらとしましても、その土地がいろいろな代替の用地でありますとか、あるいはこれから事業をやろうというところに非常に適した位置にあるとか、そういうことで市民の皆さんの利益にかなう、そういうふうな財産の御寄附というふうに思われる場合には、関係部署と十分協議し、現地も見せていただいて、その上で判断をしていくということになります。実際、そういうふうな対応をこれまでもしてきておるわけでありまして、建物につきましても、同じような考え方でおるわけでありまして。

それで、ちょっと言われました、空き家のことも少し言われましたけれども、いわば空き家がふえていくことに対しましての郡上市の対策も、今講じているわけでありまして、空き家につきましても、基本的には対策特別措置法でも、所有者が適正に管理する義務というのを明確にしております。

それから、国におきましても、財務省なんかで調べてみても、土地につきましても、あるいは不要な物件につきましても、国が寄附を受けるということにつきましては、そういうことは原則行わないというような考え方がホームページにも出ておったわけでありまして、いずれにしても、そういうふうな取り組みの中で、しかし、そういう物件がふえることによって、補助金をつくって壊してもらわにやならんというふうな、いわゆる公費の負担がふえていくという状況を、どのように適切に減らしていけるかというのは悩みどころだというふうに思っております。

活用ということに向けまして、あるいは土地の管理人制度というのが実はあるわけでありまして、実際そういうふうなことで、先ほど言いました免税点以下におきましても、そういう代納管理人、あるいは代表管理人というのを指定して届けていただくようにしております。

実際、郡上市の相続代表人が設定されている納税義務者数は6,318件ございます。そのようにして御当人がお亡くなりになっても、あるいは海外へ、あるいは郡上市以外へ行かれても、その土地の管理する人と納税をしていただく人はしっかり位置づけていくと、こんなような働きをするということを考えておるわけでございます。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） それぞれ答弁いただきましたが、最後に市長さんのほうにお聞きをいたし

ます。

いずれにしても、所有者不明の不動産ということになりますと、防犯・防災、あるいは公共事業、そしていろんな形で最終的にはそういったことが増加していくことによって、新年度の予算にも1件、地区の取り壊しについての補助金制度を使うようなこともありました。危険家屋の取り壊し費用や土地の管理費用等が自治体に押しつけられることとなります。住民に負担がはね返ることはもちろんであります。そういったことに今後どう取り組んでいくか。

例えば先ほど無償譲渡のことについては、一応方針としては、それが無いということでもあります。今、国としても新しく国交省のほうでは新法の案を検討している。それは今、今の時代に本当にここで登記ができるうちに、しっかりとそういうことを、市のほうで受けれるものであれば、そういうことをやっておけば、そういう問題が後ほど、後々なくなるんでありますので、ぜひともそういった方向に切りかえていただくなり、あるいは市としてどうそのことに取り組んでいくか。ぜひ取り組んでもらいたいと思うんです。

秋には、こういった固定資産税に関するお知らせということで、家屋を取り壊したとか、土地の利用の関係の変更がありますけど、この中にそういった不動産のことがあれば、その辺の書くことが欲しいなということも思いましたし、いずれにしても、市民に啓発をしていく。不動産が不明にならないよう、あるいは相続人が不明にならないようにということが特に大事でありますので、そういった方向づけについて、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

山田議員が御指摘のように、土地というものに対する国民の意識、これが土地が非常に価格が急増していたり何かしている。あるいは山でもそうですけども、その山が非常に材木が高く売れるとか、そういういわば経済的な価値を生み出す源泉として、非常にそういうことが期待を大きく持てる時代は、また逆の意味で、土地に対するいろんな権利意識があったと思いますけども、今、人口の減少や経済の低成長、あるいは地価の下落傾向というものが続く中で、御指摘のように、とにかく国民の皆さんの土地に対する意識というものは低下をしており、御指摘のような、いわば所有者不明の土地が大きく発生してきているということだろうと思います。

この問題については、先ほど御指摘のように、1つは本来、固定資産税というような形で課税をさせていただいて、税を納めてもらうべきものが取れないという問題があったり、あるいは空き家というようなことで、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすというようなことが招来されるというようなこととか、あるいは公共事業等を推進していく場合に、所有者不明の土地ということで、何とも手をつけられないというようなことがあるということでございますが、幾つか御質問ございましたが、相続の際に、土地をもらってもらえんかというような話がままあるということでございます。

私どもも全てお受け取りできませんと言っているわけではございません。それぞれの利用価値がある、あるいは将来の公共事業の代替地といたしますか、代替地として活用価値があるとか、いろんなこともあると思いますので、ケース、ケースに応じて適切に判断をしていきたいというふうに思っていますが、ただ確かに土地は所有権を市のほうに移りますと、所有権が市に移るということは、固定資産税の課税をすることができなくなるという意味もありますが、それから土地というのは、これは別に市であれ私有地であれ、土地の所有者というものは、一定の所有者としての管理責任というものがあると思います。

したがって、ましてや市が所有者ということになれば、例えば仮に市街地の中の空き地であれば、雑草を繁茂させていて、それが枯れ草になって、火災の危険があるなどということであれば、管理をしなきゃいかんとか、いろんな問題がございますので、そうしたことを総合的に考えながら、それぞれ適切に判断してまいりたいというふうに思っております。

それから、こういう所有者不明の土地を出さないようにするというのでありまして、これはたびたび答弁をいたしておりますように、死亡届等をお出しになった御遺族の皆さんに、できるだけ早く相続の手続を済ませていただきますようにというお願いを、今後もしっかり続けてまいりたいと。この辺はまた法務局等とも、あるいはこうしたことを扱われる司法書士会であるとか、そういったところとも協力をしてもらいながら進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、こういう所有者不明の土地がいろいろと、本来は土地というのはもちろん私有財産制をとっている日本においては個人のものでありますが、また非常に公共的意味合いもあるものがございますから、公共事業ができなくなるとか、いろんなことで、私どもも早くこの問題についての国レベルにおける立法化を望んでおったところでございますが、ごく最近でありますけれども、いろんなことが世情、ございまして余り大きなニュースにならなかったかもしれませんが、3月9日付で国交省のほうから発表がありまして、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案というのを閣議決定しましたということで発表がございました。

いずれ、したがって、国会へ提出をされ成立を見れば、この法律に基づいて、今の現状よりも、そうした所有者不明の土地についてのいろんな手だてができるということになると思いますが、大きく3つほどございまして、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みといたしまして、一定の要件があるんですけれども、反対する権利者がおらず建築物、簡易な小屋であるとか倉庫であるとか、そういうものは除きますが、建築物がなく、現に利用されていない所有者不明土地について、1つは現在よりも公共事業等についての所有権の取得を、これは土地収用法に関連することですけれども、スピーディーに処理をすると。一定の要件のあるものについては、従来の収用委員会の裁決にかわって、都道府県知事が裁定をするという制度。

それから、こうしたもの以外にも、かなり幅広くその範囲がとられておりますが、地域の福利増

進事業のというふうに認められるものについては、上限を10年間として、その利用権を認めると。そして、それが後ほど、真の土地所有者だと名乗る方があらわれてきた場合には、話し合いということになるかもしれませんが、その期間が、認められた期間が、明け渡しを求められた場合は、その期間終了後に原状に回復するとか、その真の土地所有者があらわれて、利用を承認してもらえれば、そのまま利用ができるといった、こういう所有権の移転までは至りませんが、一定の地域の福利増進するための事業。この事業の中には、単に地方公共団体とか国だけの事業だけでなしに、例えば地域のために不可欠な購買施設、お店のようなものまで含まれるというふうに法制度がされるようでございますが、そのような形での利用権の設定ができるという問題に道が開かれるようでございます。

それから、従来、役所はいろんな課税等の情報を持っているんですが、それが片一方、利用する側には、それは利用できないという、そういう制限があったんですけども、土地所有者の探索のために必要な公的な情報については、行政機関が利用できる制度を創設しますというようなこと。あるいは長期間、相続登記がされていない土地について、登記官が、法務局の登記官が長期相続登記等未了土地である旨を登記簿に記録することができる制度を創設すると、こういった制度もできるようでございます。

それから、なお所有者の不明の土地を適切に管理する仕組みとして、従来もあったわけでありましてけれども、地方公共団体等が家庭裁判所にそうした不明土地の適切な管理をするために財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設するというようなことで、かなり今までの課題に応えるような、こういう特別措置法がいよいよ国会に提出されていくと思いますので、こうした法律の動き等も見ながら、適切な活用に努めてまいりたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） いずれにしても、市長言われますように、そういった不動産を増加させないということが大事でありますので、今後ともより一層、国も動いております。市としてのできることの取り組みをよろしく願いをしておきたいと思っております。

続きまして、2点目であります、観光立市郡上であります、施策について。

昨年度、29年度の観光立市郡上に推進本部というものが新しく立ち上げられまして、その部署に新しく就任された市長公室部の置田部長さんであります、まず29年度、取り組まれた所感と申しますか、いろんな事業も取り組んでいただきますが、時間の関係で簡潔で結構であります、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをいたします。

地方創生の関連事業ということで、主な事業を御紹介させていただきます。

最初に、郡上藩江戸蔵屋敷、これは説明しておりますが、29年度、5回、8日間の体験講座ということで開催しまして、延べ170人余りの参加者があって、熱心な郡上ファンの獲得につなげることができたと思っています。参加者のアンケートでは、約7割の方が今後、郡上市にかかわりを持ちたいというふうに答えておりまして、郡上市の魅力、いろんな資源、高い関心を示してくれる、そうした都市住民が確実にふえているということは実感しております。

それから、郡上カンパニーにつきましては、郡上市で未来につながる仕事をつくっていくということで、そのプロジェクトとして進めております。1つ、郡上カンパニーの中で当初想定していなかった成果としまして、東京と郡上で合計6回、ワークショップを開催したんですけども、その参加者の中から、ワークショップが終了した後も自費を使って自主的に郡上市に通って、そして活動して下さる、そういう方もあらわれています。

そうした人たちが関係、継続人口といいますか、いうふうになって、郡上市の活力づくりにかかわってくれるような、そうした新しいタイプの担い手といいますか、いう方があらわれているというふうに思っています。30年度も引き続きワークショップ等やりながら、また次期につながるプロジェクトについても募っていくということで実施をしていく予定をしております。

それからもう一つ、IoTの関連につきましても、テレワークの入居企業の確保、これ引き続き行いますし、30年度はドローンスクールとか人材の育成とか、そして新しくクラウドソーシングを生かした地域資源活用型の事業創出といったものにも取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ありがとうございます。これも同僚議員の質問に対して、市長のほうとしましては、観光立市郡上についての取り組みについては、市職員もそれなりの共通認識を持ちながら取り組み、あるいは理解がされ、芽が出たのではないかということの答弁をされておりました。

いろいろの事業がありましたが、特に1つ、イベント的なことだけで感じたこと申し上げますが、白山開山1300年の、きのうもクロージングイベントについての反省といいますか、そんなことも出ておりましたけども、1300年事業について、ちょうど28年のプレイベントのことについてでも、私は本当に残念だと思うことは、すばらしい内容であったし、あれも南砺市の平高校の郷土芸能の発表ありました。恐らく行った人は感動されたと思うんですが、最終的には六、七割の入場しかなかったとか、それから太鼓まつりについても、本当に逆に今度は出演団体自体が200人ほどあるのに、

さることながら、会場の広さといったら満杯で入れん状況であったというようなこと。あるいは姫神コンサート、これも本当に実行委員会の方が頑張られてやられました。

三大盆踊りもそうではありますが、そういったことの結果的にはぎりぎりにチケット販売でありましたので、チケットが売れない。皆さん、売ってよとって、何日か前に急遽出られたとか、そういうことを思うと、本当に例えば役所、庁内のことをいうと全部の部が関連して横のつながりがしっかり行っとったんかなということも思いますし、それから今度は行政と市民、市民もそうであります。我々も責任がありますけども、こういうところに取り組む、観光立市郡上に取り組む場合には、何といっても市民の全員が共通情報といいますか認識、そのことに向かおうよ、こうなんやということが大事だと思うんです。そのことが私には何か欠けているように思うんです。

それをどうしたらいいか、課題について私もまだ、こうですよということは言いがたいですけども、そうすると日々の仕事をしながら、庁舎の各部のそういった連携、それぞれの事業に対する、観光立市郡上と、それとつなげていくにはどうやということが、私はまだ認識について反省があるんでないかと思えます。

たまたまクロージングイベントの中で辻先生も辛口の言葉、これは別ですけども、辛口の言葉も言われましたけども、そのようなことはしっかり反省として通っていくべきでないかと思うんです。そのことに対して置田部長、何か考え、思いがあったら、申しわけないね。

○議長（渡辺友三君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、議員御指摘の件につきましては、各イベントの周知期間が短かったこととか、そして来場される方の人数の見込みの誤りとか、それからチケットの販売につきましては、売れ行きが思ったように進まなかったということで、準備不足という点については、大いに反省すべきものであるというふうに思っております。

今後、こうしたイベントの実施に当たりましては、準備期間を考えてスケジュールを立てて、効果的なPRを立てていくということ。それから、関係者や市民の皆さんとの連携について、十分協議を行って進めていく必要があるというふうに思っています。

また、市民の皆さんの意識というものも大切であるというふうに思っています。イベントに参加する人をふやすということも当然大事なことでありますが、これからはみずからの意思と役割を持って、参画する人をふやしていくということも求められるというふうに思っています。

観光立市郡上を推進する上で、市民の皆さんの気持ちを高めて、それから観光立市郡上のさまざまな取り組みに共感をしてもらって、さらに参加から参画へとつなげていくためには、これまでの広報紙とかケーブルテレビとか、それからふれあい懇談会等での情報提供とともに、郡上学の講座など、地域の魅力を再発見できるような、そうした機会の提供も必要かなというふうには思ってお

ります。

それから、観光立市郡上を推進していく上で、市役所内の連携も欠かすことはできませんので、観光立市、2年目に当たる30年度につきましては、市役所内における連携強化、それから機動性の向上を高めるということで、目に見える形で観光立市郡上の推進に、施策の推進に当たっていききたいというふうに思っております。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 置田部長につきましては、29年度、新しい部署で、そしてまた観光立市郡上の一番のかなめとしての場所において大変だと思いますけども、本当に真剣に取り組んでもらって、そういう成果が上がるように、みんなで協力しながら進めていっていただきたいことを特に願うところであります。

最後に市長にお伺いいたします。観光立市郡上につきましては、もちろん目的といたしますか、郡上をこうしていくんですよということでもありますけども、最終的には、住みたい、輝きたい、訪ねたい、そういった人口減少に歯どめをかけるということが大事であります。

特に新年度のそのような形の中の予算では、大きなものが組まれています。ありがたいことに、郷土芸能、歴史、伝統文化、そういったことの育成もそうでありますし、スポーツに絡むこと、それから外国人向けのこと、道の駅、温泉、それから宿泊施設、積翠園を含めた改修、あるいは人材育成、海外の研修というようなことがあります。

最終的には市民として、観光立市郡上の共通認識、情報を共有しながら、郡上の市民が自信と誇りを持って、そのことにみんなで取り組んでいくことが重要でありますので、市長、ひとつ、その心、市長の思いをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今、山田議員さんがおっしゃったことが、即、私の思いでもあります。「観光立市郡上」というスローガン、これは今、人口減少とか高齢化とか地域経済の縮小とかということに直面をしている郡上として、できるだけ外の活力も取り込みながら、郡上というところの地域の中の経済循環をできるだけ大きなものにしていこうという取り組みであり、そしてそのことがひいては市民の幸せを築いていく基盤になるということでもありますので、そしてそれは郡上市という行政の中でも、それぞれみんなが一丸となってやらなければいけませんし、単に行政だけで取り組めるとか、関係業界だけで取り組めるといった問題ではなくて、広く市民の皆さんの理解を得て、そして一朝一夕でももちろんできるものでもない。

継続は力なりで、長期的な取り組みということで、今後も続く取り組みということで、力強く市

民の皆さんにも参画をして、一緒になって、これはいわば郡上のこれからの成熟型の地域づくりであると、まちづくりであるという考え方、地域経済の、地元経済のつくり直しであるという考え方で、しっかりみんなと一緒に取り組みましょうということを私からも、また市民の皆さんにも、折あるごとに訴えて、御理解をいただいて、一緒になって取り組んでいけるようにしていきたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 市長が新年度にさらに一步前進ということで、観光立市郡上を掲げられております。また、そういった新年度の事業予算も出ており、そのことについて結果が出なければだめですし、そして、市長言われるように、これから継続して郡上市をしっかりとつないでいける、そんな郡上に、発展する郡上に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（渡辺友三君） 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、14番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） おはようございます。平成29年度最後の最後の一般質問となります。最後までお付き合いのほどよろしくお願い致します。

議長より許可いただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私の質問はただ1点、公の施設の見直しについてであります。

市では、昨年度末に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、今年度と来年度の2年間で公共施設適正配置計画を策定するとしており、現在審議中の平成30年度当初予算においても、策定に関する予算が計上されております。

郡上市のホームページを見ると、昨年10月10日に、市民の皆さんを中心に構成される公共施設適正配置計画検討会議が設立され、第1回目の会議が開催されたことが公表されております。15人の委員の委嘱とともに、検討会議の議事録等、関係資料が掲載されております。この議事録を見ますと、委員の質問に対して、市長は、30年後の公共施設の延べ床面積をおおむね30%減らさなければならないというのは、財政的な制約から導き出されていると答えられております。確かに財政的に厳しい郡上市にとって、公共施設の見直しは、合併来、進めざるを得ない大きな課題であると認識しておりますが、一方で、市民皆さんの生活に関する問題であり、財政的な観点だけでなく、地域の活性化やまちづくりの面からも、市民の方の意見を聞きながら慎重に進める必要があると考え

ております。

そこで、順次質問をしていきますので、答弁のほうをよろしく願いいたします。公共施設適正配置計画の策定の現状について、また、本年度これまでに行われました取り組み状況についてを質問いたしますので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、お答えします。

公共施設適正配置計画でございますけど、この計画につきましては、昨年度策定しました公共施設等総合管理計画に基づきまして、個々の施設の具体的にどう配置していくか、また、その時期はどれくらいかを示していくものでありまして、総合管理計画の実施計画というふうに位置づけておるところでございます。

そこで、本年度の取り組みでございますけど、本年度は、公共施設の評価、それから市職員全体としての意識の共有、こういったところにつきまして重点的に取り組んできました。また、市が策定する公共施設適正配置計画に対し、市民の立場から検討を行う外部機関として、公共施設適正配置計画検討会議を設置しました。

まず、公共施設の評価についてでございますけど、これは個々の施設が現在どのような状況なのか。これは1点目としましては、施設の性能として、その施設の老朽化状況、耐震状況、それから立地状況などのハードの面、それから、2点目としましては、施設の機能ですので、設置目的との整合性、それから事業内容、部屋ごとの稼働率などのソフトの面、それから、3点目としましては、管理運営状況としまして、直営なのか指定管理なのか、そういった管理体制、そういったことについての詳細なデータ収集を行うとともに、データに基づいた客観的な評価、施設の継続や統廃合等の方向性、そういったものについての評価を行うものでございます。

なお、この評価でございますけど、市が保有する建物系の施設は全部で561ございますけど、この評価につきましては、自治会が所有しております集会所や消防詰所、普通財産、こういったものを除きまして、350施設の評価を行っておるといふものでございます。

また、この評価に当たりましては、施設の担当課みずからが行う一次評価、それと、企画課が俯瞰的な視点で行う二次評価について分けて実施しております。この評価の際につきましては、アドバイザーにも加わっていただきまして、外部からの視点も取り入れて、各地域の主な施設の現地の確認も行っております。したがって、机上のみの評価ということではなく、そういったさまざまな観点からの評価となるように留意して実施したところでございます。

市職員の全体の意識共有というところにつきましては、昨年8月でございますけど、市の幹部職員でありますとか行革リーダー、これは係長を中心とした職員の選抜チームでございますけど、

そういった者を対象にしまして、適正配置の手法、あるいは市民との合意形成の手法となる現地研修会を実施したところでございます。

公共施設の適正配置計画の検討会議につきましては、議員が先ほど申されましたことというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、この会議でございますけど、今年度の評価等の実施状況についても、この3月の末に、23日でございますけど、2回目を実施して、今年度の状況についての説明してするというふうになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 答弁ありがとうございました。先ほど言いました郡上市のホームページの郡上市公共施設適正配置計画の検討会議の進め方、スケジュールが載っておりました。第1回目、10月10日と先ほど言いましたが、2回目を平成30年1月下旬、また平成30年度、6月に3回目、8月に4回目、9月に5回目、10月6回目、11月の中旬に市長への提言書提出とあります。来年度のスケジュールのこの資料、11月中旬に市の計画案が市長へ提言書提出されるようになっておりますけども、先ほども指摘いたしました、この適正配置計画はもっと慎重に進める必要があると考えると、こんな短い期間の中で、また、こんな回数でできるのか、そんな心配をさせていただきます。今後この計画の策定に当たって、こんな進め方でいいのかという不安がありますので、その辺について御答弁をいただきたいことと、それから、この適正配置計画の全般について、今後、市民への周知のあり方や市民等ワークショップを行うとも書いてありますが、どんな形でワークショップをやられるのか、今年度の進め方について質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） お答えしたいと思います。

来年度のスケジュールということでございますけど、来年度につきましては、現在策定しております施設評価を行っておりますけど、その結果に基づきまして、市としての基本方針づくりと個別の施設の適正配置の方向性、そういったものを定める適正配置計画ですけど、これを来年度中に完成したいというふうに考えておるところでございます。

まず、そのときでございますけど、基本方針を作成したり、あるいは個々の施設の方向性を検討する過程におきましては、まず市民の皆さんの意見を行うことが非常に重要というふうに考えております。そのためには、市民によるワークショップ、それから広報紙やホームページを活用した取り組み状況の経過報告、あるいは公共施設適正配置検討会議による基本方針、個別の施設の適正配置についての検討などを通じて、市民の皆様からさまざまな意見を伺っていきたいというふうに考えておるところでございます。

そこで、この計画策定を進める上での基本的な考え方でございますけど、まず、市全体あるいは市の南部・北部、こういったエリアで検討をする施設、例えば、消防署であるとか市民会館、そういったものについての大きいエリアで考えるもの。それから、合併前の旧町村単位、7地域ございますけど、そこで検討をする施設。それから、3つ目としまして、より小さい圏域でございますので、例えば小学校区、そういったところで検討をする施設。こういったおおむね3つの階層に分類し、その公共施設がどういった役割を果たしているのか、あるいはどういった機能を持っているのか、そういったところから整理をしていく必要があるというふうに考えております。

その一方でございますけど、昨年の12月、市議会のほうから一般質問ございましたけど、こうした適正配置計画をする前提としまして、これからの郡上市における住まい方、地域づくりの考え方として、小さな拠点とネットワークによりまちづくり、これもちょっと小さな拠点と発言したいというふうに思いますけど、この考え方をまずまとめることが喫緊の課題ではないかというふうに考えております。ということでございまして、現在、庁内でこの小さな拠点に対する考え方を整理する会議を立ち上げまして、今検討をしております。そういったところで、この小さな拠点に関する考え方、これにつきましても6月をめどにまとめ上げまして、この考え方と整合性をとりながら、これからの計画の策定には、市民に示しながら行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

じゃあ、具体的にどういうふうに進めるかというところでございますけど、まず複合化でありますとか多機能化、そういったものが見込める施設につきまして、どのような機能を統合するのか、それから、統合後にその施設をどういうふうに活用をしていくかといった等についての適正配置のシナリオ、こういったものを、まず市のほうで市民のほうに提案させていただきたいと思います。その提案をもとに、ワークショップであるとかそういったところをたたき台として検討していただきたいというふうに思っております。

スケジュール的には、この適正配置のシナリオ、こういったところをもとに、7月から9月、この間に市民ワークショップ、これは南部・北部というふうに分かれないと思っておりますけど、2会場に分けて、それぞれ3回実施する予定というふうに考えております。また、これに対する検討協議会についての意見をいただくための検討会議がありますので、そういったところも、それに合わせて随時開催していきたいというふうに思っているものでございます。

なお、議員が指摘されましたように、会議であるとかのところが非常にスケジュールが厳しいということは考えております。また、小さな拠点ということの考え方をまとめていって、それと合わせ上げて、この適正配置計画を進めるということになると、さらに厳しくなるというふうに思っております。したがって、当初の計画ということで11月をめどに提示するというところでございましたけど、この会議を進めていく上で、11月、まあ年を越して来年にずれ込むというようなこと

も想定されます。そういったことをございますので、この検討会議の回数、あるいは提案する時期についても臨機応変に対応して、その提案の時期についても、市民の了解を得ながら臨機応変に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 答弁ありがとうございます。

実は、この郡上市公共施設等総合管理計画の概要版、これとか公共施設等総合管理計画2017年度から2046年度、こういったものがもうでき上がっているわけですが、果たして市民の方がこういうものに目を通してみえるのかということになると、ちょっと不安だと思いますし、また、こういった問題は総論賛成、各論反対といったことが起きやすい問題だと思っております。事実、郡上市の火葬場の統合にどれだけ時間を費やしたか。話し合いも行う中で、そういった事例もあります。そうやって考えますと、この市長が言われたおおむね30%の床面積を減らす、これは並々ならぬ決意と覚悟がなければ、市民の方にも理解されないし、進められる問題ではないと私は考えております。現にことし1月の下旬に予定されました検討会議も、先ほどの市長公室長の答弁では3月の終わりに行うということで、もうこれは、2回目は既に2カ月ずれているわけですね。そんなことを考えますと、非常に不安にならざるを得ません。今後の進め方、迅速に本当に力を注いで進めていただきたいと思いますが。

これはたまたまですけども、公共施設の総合管理計画のホームページを見ている中で、自治体向けソリューション、日本管財株式会社という、なぜかこの名前がでてきまして、この外部団体で公共施設マネジメントを支援しますという会社のホームページがあるんですけども、こういったところを利用するといったことも今後必要じゃないかなと。市役所の市の職員、あるいは身内の中だけで話し合っているだけでは、とてもらちの明かない問題も今後出てくるんじゃないかなと気がしています。例えば、こういった日本管財株式会社ですけども、こういった外部団体にこの一部を依頼するといったことも含めて、ぜひとも順調に進めて、迅速な対応を望みたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そんな中で、実は、具体的な例として、今年度、西和良小学校と和良小学校を統合する提案が上程されておまして、多分可決され、西和良小学校が廃校になると思っておりますが、そうなる、現実的な問題として、西和良小学校が空き校舎となってしまいます。このことについて、西和良の方にこの空き校舎をどのように活用するのかと尋ねてきました。ところが、特に決まっておらず相談もないと。統合の際の活用方法について、具体的な話も全く聞いていないということでもありますので、この件につきまして、この校舎の利活用に当たってどんなお考えをお持ちなのか伺いたしたいと思います。

これも全くホームページで申しわけないですが、文部科学省は、～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト、こんなホームページもあります。～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトの中には、いろんな施設の利用の仕方がありますし、また、この施設の再利用に当たっての補助制度もかなりたくさんあります。例えば、小規模保育所、放課後児童クラブ、障害者施設、いろんな利用の仕方もあるわけですが、どんなお考えをお持ちなのか。そんなことも伺っておりますが、市民への周知も含め、どんなことが考えてお見えなのか。これは教育長にお伺いしたほうがいいのか。教育次長。ぜひともお伺いしたいと思いますので、この具体案として、西和良小学校の空き校舎の利用についての質問をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、西和良小学校、和良小学校の統合にかかります、主に空き校舎が発生するといったような点でございますけども、ただいま議員御質問のとおり、西和良小学校を和良小学校に統合するために、今議会に郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例を上程させていただきました。

28年度より学校統合に関し、西和良地区においてさまざまな検討や協議がなされ、平成29年8月23日に和良小学校との統合に関する要望書というものが出されました。受け入れ側でございます和良自治会、和良地域協議会、和良小学校PTA等においても話し合いがなされまして、もちろん統合に関しては、そういう反対とか、むしろ一部のところでは歓迎をいたしますといったような御意見でございました。

こうした状況を踏まえまして、教育委員会としましては、この条例改正を議決いただいた後に、西和良自治会、西和良公民館等との正式な協議を行いたいというふうを考えております。ただいまの校舎並びに体育館あるいはグラウンドの有効利用につきましては、30年度に入ってから地元との協議を行うという予定をしております。これにつきましては、今回この統合のほうの中心になって動いていただきました西和良の自治会長さんも同様のお考えでございます。

それから、ただいま議員御紹介ございましたとおり、廃校舎の利活用に当たっては、さまざまな国庫補助事業制度がございますので、西和良地域の意向を踏まえまして、補助制度を有効に活用していきたいというふう考えております。

また、本来でございますと、例えば、この決定を待たずに、跡地ですとか廃校舎の利用といったものを検討して行って、早くやるべきではないかといったような御意見もございますが、これはやはり、ややもしますと廃校舎の、まだ廃校にはなっておりませんが、利用のほうの賛成反対がもし起こりましたときに、これが肝心の学校の統合のほうの賛成反対にもといったようなこともございますので、そのあたりは慎重に協議をさせていただきたいと思っておりますし、また、地元の方の御希望ばかりといいますよりは、市のほうの、どうしてもここの地域に必要な行政の施設、先ほど申され

ました「みんなの廃校」プロジェクトの中にも、基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた小さな拠点の形成推進に必要な施設といったようなものが、国交省のほうの補助であるそうでございます。このあたりのところも十分協議しながら、市としてあの地域に必要なもの、また地元の方が要望されるものといったものを十分慎重にすり合わせをしながら、利用を考えていきたいというふうに考えております。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 答弁ありがとうございました。これは重大な問題になってくるなと思って心配をしているわけですが、ちょっと一番最初の、初日でしたか。市長の答弁の中に、こういった公共施設の統廃合についての交付金と言われましたかな。補助金と言われましたか、ちょっとその辺、記憶がないんですが、そういったことも国のほうも考えているというふうなことを言われたこともちょっと耳に残っておるわけですが、現状、郡上市は今、白鳥のほうでネクスコに事務所を貸しておるわけですが、いろんな公の施設をもう少し民間に開放して、民間の方に、まあ企業も含めてですけども、利用をしていただく、そういったアイデアをいただくということも必要じゃないかなという気がしております。

私は西和良小学校を何遍もお伺いしとるんですけど、すばらしい校舎ですし、まだ新しいんですね。国道からまっすぐドンと突き当たって校舎が見えて、すばらしい景観です。あのものを、例えば、ホテルでもレストランでも何でも使えるなという思いで、見た目でも西和良小学校を見ておりますけれども、我々が思いつかないそういったアイデアを、例えば、この～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトというような、こういうネットの中で、例えば、全国に公募をかける、応募をかける、発表をしていく、こういったものの利用を考える人はいませんかというぐらいなことを広く求めていくという、そういったことも必要じゃないかなという気がしておりますので、そういったことも含めて、今後、地元の方との西和良小学校については御相談をしていただきたいと思っております。

もう一つ心配なことがあります。公の施設の中で、道の駅の話が一番最初、予算でされました。道の駅の今指定管理をされているところでの予算のところでも、予算がことしも計上されておりますけれども、道の駅の施設をもっと、何とかな、地域地域で利用をして、市の発展等のために道の駅の利用ということを考えるべきじゃないかな。余りにも道の駅の一つの一定のルールがありますので、できないこともあるかもしれませんが、地元の方があれを一つの拠点として、地域のいろんな産業を起こしていく、そんなことも含めて今後検討をいただきたい。ただ適正化というだけじゃなしに、さっき一番最初にも申し上げましたが、地域活性化のためにこの施設、こういった施設をどういうふうに使っていくかということ、やっぱり市民みんなで話し合う、まあワー

クショップと言われましたが、誰が来るのかな、どんな方が集まるのかなということも心配しております。そんなことも含めて今後検討をいただきたいと思いますが、先ほど伺いました、例えば、こういった事業について外部団体、外部の先ほど日本管財株式会社なんてありましたが、こういったものを利用する考えというものについては全くないものでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。これは市長にお伺いしたほうがいいのか。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 幾つかの御質問がありましたが、お答えをしたいと思います。

まずは、外部の、確かにいろんな意味で支援をいただいでいかなきゃいけないということでありますが、私どもとしましては、今回28、29年度に、先ほど来説明をしております基礎的な、何といえますか、調査ですね。これは委託調査という形で専門のコンサルタントに出して、必要な市の資料も出しながら、資料の整理、分析をしてもらっておりますので、そういう意味では、大いに外部の力を借りてやっておるということでございます。そして、これは……。ごめんなさい。29、30という形で今、適正配置のほうの委託調査もやっております、その中には1人、関東地方の自治体の職員の出身者で、こうしたことに御経験も執権もお持ちの方を1人アドバイザーとしてお願いしておりますので、そういう方々にやはりサポート、御支援をしていただきながらやってまいりたいと思っております。

これから立ち向かわなければならない仕事の一つは、確かに非常にタイトなスケジュールではありますけれども、やはり市役所の職員、振興事務所の職員も含めてでありますけれども、と市民の皆さんとがやはり膝を突き合わせて、やはりいろいろ意見交換をやっていくというですね。これからはもちろんそういう、もし必要があれば、外部の方々のお力もまたお借りしなきゃならんということもあるかもしれませんが、どちらかと言えば、これからは手づくりの合意形成を進めていかなければいけないという段階へ入ってくるだろうと思っておりますので、そういう意味では、市民の皆様にも大変な時間や労力をお願いしなきゃいけませんし、私ども市役所も大変でありますけれども、可能な限り時期的にも早くまとめられるように、最大限の努力をしてみたいというふうに思っております。御提言のそうしたサポートをしてくれる機関があるということにつきましては、一度よく勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの財源の話でございますが、教育次長のほうは余り詳細には説明をしませんでしたが、この廃校活用に当たっては、さまざまの国庫補助制度があるということですから、十分それについても具体的な方向が定めていく際に、大いに活用を図ればというふうに思っております。

それから、例えば、この西和良小学校の和良小学校への統合ということですが。地域の皆さんにとっては、本当にいわば苦渋の決断といえますか、大変なやはり地域としての深いいろんな思いがあ

る中で決断をしてくださっているわけでありまして、そういう意味で、西和良小学校の今後の有効な活用というのは、まずもって西和良地域をどうやはり活性化していくかということを重点にしながら、そして、さらには、やはり市全体の観点からも、貴重な施設をどう活用していったらいいかということについて検討していかなければいけないと思っていますし、先ほど非常に柔軟な発想ということをおっしゃいましたが、これは大変大切なことだと思います。

先日行われましたHUB GUJOで、HACK GUJOという催しが行われました。これは、みんなが集中的に討議をして、一つの課題に対して、いいソリューション、解決案を見つけましょうという催しでございまして、この中の一つの課題に、西和良地区の活性化ということが一つのテーマとして取り上げられまして、西和良地区の皆さんと東京や大阪や外部から来られた若い皆さんと一晩ゆっくり話し合っ、現地も見て、そして、あの地域をいろんな中山間地農業の先進的な実験の学術研究の場にもしたらどうかとか、そのためにああいう施設を使ったらどうかなんていう、非常に斬新なアイデアも出ておりました。そういうことで、そういうことも含めて、やはり地域の希望に火が消えないように、しっかりやっていかなければいけないというふうに思っております。

それから、御指摘のあった道の駅につきましても、確かに道の駅は、もう国交省自身が道の駅の複合的な活用、あるいは、先ほど来お話が出ております小さな拠点とネットワークの一つの拠点として、やはり今後発展させていくべきだという考えをお持ちのようでございますので、例えば、先ほどの明宝の道の駅も、そういう意味で、たしか重点道の駅、あるいは重点道の駅の候補でしたか、なっていますが、その際のやはりこれからの方向としては、あそこを、例えば、明宝の地域福祉の拠点にもするんだということが一つ、もう既にうたわれておるわけでありまして、そういうこと、あるいは地域の防災の拠点にするとかですね。そういうようなことの中で、今回の予算の中にも、例えば、大和の道の駅については、防災の資機材の倉庫もつくるというようなことも、あるいは、かねがねいろんな太陽光発電であるとか、そういったこともやっておるわけですが、道の駅についても、やはり複合的な視点から、せっかくある施設ですから、これを活用していくということは、やはり忘れずに今後検討をしていく必要があるというふうに思っています。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 詳細な御答弁いただきました。心強く感じておりますが、非常に難しい問題ですし、非常に時間的な制約を受ける重要な問題だと思っておりますので、今後の市の進め方を注目してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第1日目でしたか、同議員の中の質問の中に、郡上の自然についての質問がありました。我々が気づいていないのに、外部の郡上市以外の方が郡上の自然を非常に愛しているといった現実があります。ですから、公の施設の統廃合につきましても、私は、地元の、例えば、市の職員が市のあ

る地区の問題についてをやるだけでは、多分総論賛成、各論反対の部分に入っていく可能性が非常に高いんじゃないかなというのを危惧しております。ですから、外部の目といたらおかしいですけども、こうあるべきじゃないですかといったアドバイスをされるアドバイザーの存在といったものが、非常に今後は大きな存在を示してくるような気がしておりますので、ぜひともそういったことも含めて、今後の公共施設の適正配置計画を進めていただきたいと思います。

概要版ありますね。総合管理計画の概要版。8ページのものがあるんですけども、せめてこの概要版を市民がしっかり目を通せるようなものにして、もうこれをみんな市民に、各地に配られたのかな。この概要版について、もう少しやっぱりみんなが周知する必要があると思っています。そこから話がいろいろスタートしていきます。実際アンケートでは、もう5割以上の方が統廃合には賛成をしてみえますので、今度は自分の問題としてこの統廃合をどう捉えていくかということ、市民の皆様方にもう一度考え直していただきたい、そういうことも必要だと思っていますので、今後、平成30年度のただワークショップをやるだけじゃなしに、みんなに考える時間を与える、市民の方々に、この郡上市の財政面もそうですが、公共施設の公の施設のあり方について考え直していただくことも検討に入れて進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。非常にデリケートで難しい問題であることは十分承知ですけども、それでもこの歩みをとめるわけにはいかないとしますので、ぜひとも今後の進め方よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御答弁ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで本日の予定は全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

(午前10時51分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 森 藤 文 男

郡上市議会議員 原 喜与美

